

==== 公布された規則のあらまし ====

1 規則の改正理由

- (1) 肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。
- (2) 白血病等の重篤な疾病となる可能性があるHTLV-1（ヒトT型細胞白血病ウイルス1型）の感染予防対策を推進するため、手数料を免除する事業にHTLV-1（ヒトT型細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を加える。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成24年3月31日（現行 平成23年3月31日）とする。
- (2) 保健所における手数料を免除する事業にHTLV-1（ヒトT型細胞白血病ウイルス1型）抗体検査を加える。
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。